

労働における法と「論理」

山川 隆一

アメリカ合衆国の歴史上最も偉大な法律家の一人であるホームズ連邦最高裁判事 (Oliver Wendell Holmes, Jr.) は、やはり偉大な法律家である後輩のハンド連邦控訴裁判所判事 (Learned Hand) と裁判所の会議とともに参加した際、後ろを歩いていたハンドから、「正義を実現してください! (Do Justice!)」と声をかけられた。するとホームズは、「分かっているよ。でもそれは私の仕事ではない。私の仕事は、ルールに従って事に当たることなんだ (My job is to play the game according to the rules)」と答えたという。

法と正義の関係をめぐってしばしば取り上げられるこの有名な逸話は、アメリカ法の発展に多大な貢献をしたホームズが、正義の実現は法的ルールの適用という形で行われることが重要であると考えていたことを窺わせるものである。

法的ルールの適用は、いわゆる法的三段論法など、一定の「論理」に従って行われる形をとることが一般である。もちろん、実際の法的判断の過程はより複雑であり、法的三段論法などは、むしろ具体的判断を受容可能とするための正統性 (legitimacy) をもたせるプロセスで用いられることが少なくない。それでも、法的ルールを念頭に置きながら具体的判断が形作られていくことは実際にも多いであろうし、判断に正統性をもたせることは、法の適用を通じた社会システムの安定的な運用にとって重要なことである。法的な「論理」は、自然科学上の論理とは異なることが多いが、それは、その機能が、真理の発見というより、権力行使の性格をもつ法的判断に正統性を与えることにあることを反映している。

本誌の今回の特集は、労働に関わる様々な公的機関を検討の対象とするものであるが、広い意味での労働政策の実効性の向上に資する有意義なテーマだと思われる。そして、今回取り上げられ

る公的機関は、紛争の解決、法令の施行、法令の制定・改正の提案など様々な任務を分担しているが、それらはいずれも多かれ少なかれ法にかかわるものといえる。

以上のうち紛争の解決や法令の施行は、いうまでもなく法の適用という性格をもつものであるが、上記のような法的な「論理」の役割は、労働分野では特に大きな意味をもつように思われる。それは、労働関係においては、当事者の価値観や利害の対立が大きくなるため、共有が可能な基本的な枠組みから出発した、法的な「論理」による判断の正統化が必要になることが多いからである (その他に、的確な事実の把握を踏まえることも同様に重要となる)。

他方、法令の制定・改正の提案は、適用すべきルールを提案するものであるから、法的三段論法のような形の論理は通常は用いられないが、これらの提案も、正統性が必要になる点では共通している。そしてここでも、提案の必要性の根拠づけ、その目的や内容の妥当性、目的を達成する手段の適切さ等の面で正統性を与えるための「論理」が必要になり、労働関係ではそれが特に重要になる (そうした「論理」を検討していくうちに提案内容が変わってくることもありうる)。

以上のような意味で、労働にかかわる公的機関がその役割を十分に果たし、その意義が広く認められるために、「論理」をもって任務を遂行することは、時には難しいこともあるが重要な意味をもつと思われる。別の機会にも引用したが、「論理はすぐに育つ雑草ではなく、ゆっくりと育つ大木だ。だがその木は地中深くにしっかりと根をはり、成長すると周りの風景を永遠に変える」(クリス・アンダーソン『TED TALKS』(関美和訳、日経 BP 社、2016年)) のである。

(やまかわ・りゅういち 東京大学大学院法学政治学専攻教授)